

ドア及び内扉に関する検査

改正対象

鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

鋼船規則 B 編には, IACS 統一規則 Z24 に基づき, ロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船に設けられるバウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドア (以下, 「ドア及び内扉」という。) の検査要件を規定している。

これら要件の内, 一部要件の適用を明確化するため, ドア及び内扉に関する検査項目の構成の整理を実施した。

今般, ドア及び内扉に関する関連規定を改める。

改正内容

ドア及び内扉に対する現状検査として規定する項目の一部を, 効力試験の項目として移設する。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

ID:DH26-04

「ドア及び内扉に関する検査」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査 B3.2.2 現状検査 -5. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項にいうバウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア（以下，「ドア及び内扉」という。）の検査に関し，次の (1) から (5) の項目の現状検査を行う。なお，現状検査の結果，検査員が必要と認める場合には，非破壊検査を要求する場合がある。 (1) ドア及び内扉の板及び防撓部材等の構造部材， <u>ヒンジアーム</u> 並びに溶接部が現状良好であることを確認する。 (2) ドア及び内扉と隣接する構造の板及び防撓材等の構造部材並びに溶接部が現状良好であることを確認する。 (3) 次の (a) から (h) の装置及び艙装品等が現状良好であることを確認する。 (a) 締付装置，支持装置及びロック装置 (b) ヒンジ，ベアリング及び推力軸受け (c) 開閉装置，締付装置及びロック装置のインターロック (d) 水密を確保するための閉鎖装置 (e) ドア及び内扉の開閉及び締付のための電気	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査 B3.2.2 現状検査 -5. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項にいうバウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア（以下，「ドア及び内扉」という。）の検査に関し，次の (1) から (7) の項目の現状検査を行う。なお，現状検査の結果，検査員が必要と認める場合には，非破壊検査を要求する場合がある。 (1) ドア及び内扉の板及び防撓部材等の構造部材並びに溶接部が現状良好であることを確認する。 (2) ドア及び内扉と隣接する構造の板及び防撓材等の構造部材並びに溶接部が現状良好であることを確認する。 (3) 次の (a) から (h) の装置及び艙装品等が現状良好であることを確認する。 (a) 締付装置，支持装置及びロック装置 (b) ヒンジ，ベアリング及び推力軸受け (c) 開閉装置，締付装置及びロック装置のインターロック (d) 水密を確保するための閉鎖装置 (e) ドア及び内扉の開閉及び締付のための電気	対象の明確化

「ドア及び内扉に関する検査」 新旧対照表

新	旧	備考
機器 (f) 排水装置及び排水設備 (g) 油圧装置 (h) その他，規則 C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される装置 (4) 上(3)に加え，ヒンジ，ベアリング及び推力軸受けの開放が要求されない場合，隙間計測を行い，現状良好であることを確認する。効力試験の結果，検査員が必要と認める場合には開放を要求する場合がある。開放する場合には，ヒンジピン及びベアリングの目視検査を行うとともに，ヒンジピンについては非破壊検査を行う。操作及び保守マニュアルに記載のある場合，締付装置，支持装置及びロック装置の隙間計測を行い現状良好であることを確認する。	機器 (f) 排水装置及び排水設備 (g) 油圧装置 (h) その他，規則 C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される装置 (4) 上(3)に加え，ヒンジ，ベアリング及び推力軸受けの開放が要求されない場合，隙間計測を行い，現状良好であることを確認する。効力試験の結果，検査員が必要と認める場合には開放を要求する場合がある。開放する場合には，ヒンジピン及びベアリングの目視検査を行うとともに，ヒンジピンについては非破壊検査を行う。操作及び保守マニュアルに記載のある場合，締付装置，支持装置及びロック装置の隙間計測を行い現状良好であることを確認する。 (5) <u>表示装置が設けられている場合，次の(a)から(f)の項目について，現状が良好であることを確認する。</u> (a) <u>船橋及び操作パネルにおける表示装置及び可聴警報装置</u> (b) <u>船橋及び操作パネルにおけるランプテスト機能</u> (c) <u>「港内モード／航海モード」のモード切替器</u> (d) <u>表示装置の電源</u> (e) <u>センサー</u> (f) <u>その他，規則 C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される項目</u> (6) <u>漏水検知装置が設けられている場合，操作及び</u>	効力試験に関する要件であることから，同試験について規定する B3.2.3 に移設する。

「ドア及び内扉に関する検査」 新旧対照表

新	旧	備考
B3.2.3 効力試験 <u>-7. 規則 B 編表 B3.3 第 11 項にいうバウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドアの検査は, 次の(1)から(4)について行う。</u> (1) <u>排水装置が設けられている場合, 内扉と外側ドアの間に設けられる排水設備の作動試験を行う。</u> (2) <u>表示装置が設けられている場合, 船橋及び操作パネルにおける表示装置及び可聴警報装置の作動確認を行う。</u> (3) <u>漏水検知装置が設けられている場合, 操作及び保守マニュアルの手順に従い作動確認を行う。</u> <u>このとき, 可聴警報装置の作動を船橋及び機関制御室のパネルで確認する。</u> (4) <u>テレビカメラによる監視装置が設けられている場合, それら装置が現状良好に作動していることを確認する。</u> <u>このとき, 船橋及び機関制御室のモニターに適切に表示されることを確認する。</u>	<u>保守マニュアルの手順に従い現状が良好であることを確認する。</u> <u>このとき, 可聴警報装置の作動を船橋及び機関制御室のパネルで確認する。</u> (7) <u>テレビカメラによる監視装置が設けられている場合, それら装置が現状良好であることを確認する。</u> <u>このとき, 船橋及び機関制御室のモニターに適切に表示されることを確認する。</u> B3.2.3 効力試験 (新規)	同上

「ドア及び内扉に関する検査」 新旧対照表

新	旧	備考
B5 定期検査	B5 定期検査	
B5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査 B5.2.5 構造部材等の精密検査 -2. 検査員が必要と認める場合，バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドアのヒンジアーム，締付装置，支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置，支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は，建造寸法の 15%を超えてはならない。	B5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査 B5.2.5 構造部材等の精密検査 -2. 検査員が必要と認める場合，バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドアの締付装置，支持装置及びロック装置の構造部材の寸法計測を要求することがある。締付装置，支持装置及びロック装置の構造部材の衰耗量は，建造寸法の 15%を超えてはならない。	対象の明確化
附 則		
1. この改正は，2027 年 1 月 1 日から施行する。		